令和 元 年度

第8回 第一農地部会定例会議事録

令和元年11月29日(金)

上越市役所第一庁舎 4階 401 会議室

令和元年度第8回第一農地部会定例会議事録

日時 令和元年 11 月 29 日(金) 午後 2 時 場所 上越市役所第一庁舎 4 階 401 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

1番	古川 政繁	2番	荒川	俊治	3番	池田 方	三子
4番	五十嵐 彰	5番	小幡	利夫	6番	佐藤 德	 营司
7番	髙島 信雄	8番	金子	昭榮	9番	久保埜	德雄
10番	新井 修一	11番	八田	賢司	12番	上原	孝
13番	小林 広良						

(2) 農地利用最適化推進委員

1番	竹内	浩行	2番	内藤	義一	3番	滝本	武夫
6番	加藤	俊彦	10番	近藤	晴夫	13番	平野	宏一
14番	荻原	松男	15番	小林	政秋	16番	齊藤	啓治
19番	小林	正義	20番	嶋田	勝	21番	清水	強
22番	上原	清則	24 番	松本	香			

2 欠席委員

なし

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局	長	栗本	修一
	次	長	松縄	浩一
	係	長	久保彗	述 修
	主	任	橋立	立 理
中郷区駐在室	主	任	相葉	博昭
板倉区駐在室	主	任	宮澤	雅則
清里区駐在室	副主	E任	井田	義之
名立区駐在室	班	長	山邉	稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

3番 池田 京子 9番 久保埜 徳雄

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(板倉区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農用地利用集積計画変更について

5 会議

議長(部会長)あいさつ後、部会を開会

議長

これより第8回第一農地部会を開催いたします。

く資格審査>

議長

はじめに本日の出席状況でありますが、第一農地部会委員数 13 人で出席委員が全員でありますので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立いたします。

<議事録署名委員の指名>

議長

次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号3番池田京子委員、議席番号9番久保埜 徳雄委員の両名を指名いたします。

議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。

(上越市農業委員会憲章の唱和)

議長

それでは、議案の審議に入ります。

(合併前の上越市分の議案)

議長

<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号25番から28番までの4件を 上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、ご説明いたします。

久保埜 1 頁、番号 25 番から 28 番までの 4 件です。

25 番は、10 年の使用貸借期間が満了を迎え、譲渡人が経営移譲年金を継続して受給するため、再度、子へ10年での使用貸借権を再設定するものです。26 番は、譲渡人の労力不足により譲受人へ総額 10 万円で売買により所有権移転するものです。27 番は、当該農地は譲受人が耕作している農地に隣接し、既に一体的な農地として耕作を行っている農地であり、この度正式に譲渡人から贈与による譲渡の申し出があったものです。28 番は譲受人が耕作する近隣の農地で譲渡人から売買の打診があり、10 アール当り 27 万円での売買による所有権移転となります。

これら案件について、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用 要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しまし た。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号25番から28番までの4件を 原案のとおり許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第1号の4件を許可することに決定いたします。

<議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内6件、3年超6年以内7件、6年超10年以内17件、10年超12件で合計42件、 利用権移転1件、所有権移転9件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号792番から797番までの6件について、 事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 3頁、利用権設定、期間3年以内、番号792番から797番までの6件で、再設定3件、新規3件となります。

新規設定について、ご説明いたします。793番から795番までの3件で、隣接する 農地を借り受けるものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号798番から804番までの7件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

4頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号798番から804番までの7件で、再設定4件、新規3件となります。

番号804番は使用貸借0円となっておりますが、圃場条件が良くないためです。

新規案件である番号 799 番、800 番、803 番は、いずれの譲受人もアグリパートナーの構成員であり、この度アグリパートナーとの契約期間が満了を迎えるにあたり、相対によりこれまで構成員として受託し耕作していたそれぞれの農地を引き続き借り受けるものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 以内、番号 805 番から 821 番までの 17 件です。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

5 頁から7 頁まで、利用権設定、期間6年超10年以内、番号805番から821番までの17件で、再設定5件、新規12件です。

新規案件の内 817 番を除く 11 件につきまして、旧借り手の方の労力不足により、 別農家の方が借り受けるものです。

817番につきましては、既に一部の農地について耕作を委託している譲受人へ、譲渡人の労力不足により新たに貸し付けるものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。

議長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

つづきまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 822 番から 833 番までの 12 件です。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

8 頁から 9 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 822 番から 833 番までの 12 件で、 いずれも新規案件です。 全ての新規案件につきまして、これまでアグリパートナーが委託を受け、その作業 を構成員が担っていましたが、契約期間満了に伴い農地中間管理機構を通じ、これま で耕作していた構成員へ再度、貸し付けるものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

つづきまして、利用権移転、番号834番の1件です。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

10 頁、利用権移転、番号 834 番の 1 件です。旧借り手の方の労力不足により別の耕作者へ利用権を移転するものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

最後に所有権移転、番号 835 番から 843 番までの 9 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

11 頁から 12 頁、所有権移転、整理番号 835 番から 843 番までの 9 件です。 内訳は、所有権を移転する土地、田 26 筆の 79,618 ㎡です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長ご異議なしと認めます。

議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議 長 議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間4年 以上10年以内のみの1件です。

権利の設定、期間 4 年以上 10 年以内、整理番号 80 番の 1 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。 14頁、権利の設定、期間4年以上10年以内、整理番号80番の1件です。

この案件は、9月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 79 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

ただ今の1件について、同意することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号369番から393番までの25件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 15 頁から 18 頁まで記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、25 件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」4件、「他者へ貸付」13件、「他者へ売却」2件、「他者へ貸付予定」5件、「他者へ売却予定」1件の計 25件です。

このうち、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の25件を承認いたします。

<報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、 受理通知番号131番から144番までの14件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

久保埜

19 頁、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知番号 131 番から 144 番までの 14 件の届出書を受理したのでご報告いたします。

転用目的は、「宅地造成」1件、「敷地拡張」2件、「一般個人住宅」4件、「駐車場」4件、「集合住宅」3件の計14件です。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第2号の14件を承認いたします。

議長

次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内なし、3年超6年以内5件、6年超10年以内1件、10年超なしで合計6件、利用 権移転、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。

利用権設定、期間3年超6年以内、番号7232番から7236番までの5件について、 事務局の説明を求めます。

(中郷区)相 葉

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

2頁、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号7232番から7236番までの5件で、新規2件、再設定3件となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7237 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)

相 葉

3 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7237 番の 1 件で、新規となります。 この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満た しているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定する ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

議長

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7134番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(中郷区)

相 葉

4 頁に記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7134 番の 1 件の届出書を受理しましたので報告いたします。

本件は合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付予定」です。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認いたします。

議長

次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内5件、3年超6年以内10件、6年超10年以内1件、10年超なしで合計16件、 利用権移転なし、所有権移転4件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間 3 年以内、番号 7668 番から 7672 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)宮 澤

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

2 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7668 番から 7672 番までの 5 件で、いずれ も再設定となります。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満た しているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7673番から7682番までの10件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)宮 澤

3 頁から 4 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7673 番から 7682 番までの 10 件で、いずれも再設定となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7683 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 宮 澤 5頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7683番の1件で、再設定となります。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満た しているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

最後に所有権移転、番号 7684 番から 7687 番までの 4 件について、事務局の説明を 求めます。

(板倉区)

6頁、所有権移転、番号 7684 番から 7687 番までの 4 件です。

宮 澤

内訳は、所有権を移転する土地、田8筆の18,966 m²です。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定した いと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第 4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いた します。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号 7519番から7523番の5件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区) 宮澤

7 頁に記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通 知について」、5件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ買付予定」1件、「他 者へ売却」4件です。

このうち、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しており ます。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号の5件を承認いたします。

議長

次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

(清里区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間6年 超10年以内1件、利用件移転なし、所有権移転1件です。それでは、上程いたしま す。

はじめに利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 8233 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 井 田 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 2頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号8233番の1件で、新規案件となります。

譲渡人が労力不足のため耕作不能となり、隣接で大規模経営を行っている譲受人に 打診したところ、経営規模拡大を図るため合意を得たものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして所有権移転、整理番号8234の1件について、事務局の説明を求めます。

(清里区)

3頁、所有権移転、番号8234の1件です。

井 田

内訳は、所有権を移転する土地、田1筆2,834 mです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問がないようですので、採決に入ります。

議案第1号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号 8132番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(清里区) 井田

4 頁記載のとおり、報告第1号「農地法第18条6項の規定による合意解約通知に ついて」、番号8132番、1件の届出書を受理しましたので報告いたします。

この案件は合意による解約であり、返還後の利用計画は他者へ売却です。 備考欄に頁と整理番号を記載しましたが、前述の議案と関連しております。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認いたします。 議長

議長 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

(名立区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 超6年以内の1件です。それでは、上程いたします。

利用権設定、期間3年超6年以内、番号9553番の1件について、事務局の説明を 求めます。

(名立区) 山邊

2頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号9553番の再設定1件となります。 この案件につきましては、農業経営 基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満た していると判断いたしました。

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 議長

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定した いと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長	ご異議なしと認めます。 議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越 市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。
議長	<報告第1号「農用地利用集積計画変更について」> 報告第1号「農用地利用集積計画変更について」、番号9501番と9502番の2件 を報告いたします。事務局の説明を求めます。
(名立区) 山 邉	3 頁に記載のとおり、報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」、整理番号 9501 番と 9502 番の 2 件の届出書を受理しましたので報告いたします。
	いずれも小作料の減額による変更となります。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認いたします。
議長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

本日の農地部会を終了いたします。(午後2時39分)

議長